

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 22 年 2 月 26 日 (金) 第 8 1 7 1 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の期日 (83) (景観まちづくり課) . . . . . 2 土地改良区の定款の変更の認可 (2件) (84・85) (耕地課) . . . . . 2 車両制限令による道路等の指定 (2件) (86・87) (道路企画課) . . . . . 2 指定居宅サービス事業者の廃止 (88) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3 指定居宅介護支援事業者の廃止 (89) (〃) . . . . . 3 指定介護予防サービス事業者の廃止 (90) (〃) . . . . . 4 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (91) (西部総合事務所県民局) . . . . . 4 開発行為に関する工事の完了 (92) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 5
◇ 公 告	平成 22 年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 A) の実施 (人事委員会事務局任用課) . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第83号

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成22年5月30日と定めたので、同条の規定により告示する。

平成22年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、千代水土地改良区の定款の変更を平成22年2月22日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第85号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区の定款の変更を平成22年2月22日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第86号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成22年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般県道	秋里吉方線	鳥取市江津字大正260-3地先から同市天神町16地先まで	平成22年4月1日
		鳥取市秋里字東皆竹704-2地先から同市秋里1070地先まで	

## 鳥取県告示第87号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、かつ、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高

さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項及び第2項の規定により告示する。

平成22年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する道路の種類、路線名及び区間並びに指定する期日

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般県道	秋里吉方線	鳥取市江津字大正260-3地先から同市天神町16地先まで	平成22年4月1日
		鳥取市秋里字東皆竹704-2地先から同市秋里1070地先まで	
一般県道	米子境港線	米子市加茂町2丁目51地先から境港市小篠津町字茶苑畑5546地先まで	〃

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次に掲げる通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

鳥取県告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人桜坂デイサービスセンター	特定非営利活動法人桜坂デイサービスセンター	鳥取市吉成91-16	平成22年2月16日	通所介護

鳥取県告示第89号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
特定非営利活動法人桜坂 デイサービスセンター	特定非営利活動法人桜坂 デイサービスセンター居 宅介護支援事業所	鳥取市吉成91-16	平成22年2月16日

**鳥取県告示第90号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	廃止の届出を受理 した年月日	サービスの種類
特定非営利活動法 人桜坂デイサービ スセンター	特定非営利活動法 人桜坂デイサービ スセンター	鳥取市吉成91-16	平成22年2月16日	介護予防通所介護

**鳥取県告示第91号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年4月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年2月26日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成22年2月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人チェンジ米子
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
山川 智帆
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市皆生温泉一丁目5-18

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、米子市内の遊休地を有効活用できるしくみづくりについて調査・研究および相談・支援することを通じて、財源が少しでも増加するような案を提言し、地域の付加価値を高めるよう努めるものとする。また、「共に学び、共に支えあう」をモットーとし、この活動を通じて市民全体の少子化対策、教育、福祉の増進に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第92号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成22年2月26日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

## 1 開発許可の年月日及び番号

平成22年1月4日 鳥取県指令第200900154795号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市外江町字下大草沢

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市芝町943 プレイズC号

神門 眞比古

**公 告**

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成23年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成22年2月26日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

## 1 試験の名称

平成22年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）

## 2 試験区分及び採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官（男性）		44名程度
警察官（女性）		4名程度
警察官（男性） 〈武道〉	柔道	1名程度
	剣道	1名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

## 3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表2級係員（巡査）の職

## 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額208,800円のほか諸手当が支給される。

## 5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 昭和52年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成23年3月31日までに卒業する見込みのもの
- (2) 警察官（男性）〈武道〉を志望する者にあつては、次のいずれかに該当する者
  - ア 柔道については、財団法人講道館が交付する柔道の段位3段以上を有する者
  - イ 剣道については、財団法人全日本剣道連盟が交付する剣道の段位3段以上を有する者

## 6 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び論文試験

## (2) 試験期日

平成22年5月9日（日）

## (3) 試験会場

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

西部総合事務所講堂 米子市糺町一丁目160

## 7 第2次試験

## (1) 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）、適性検査、身体検査、体力検査及び実技（武道受験者のみ）

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	職務執行に支障がないこと。	
聴 力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

## (2) 試験期日

平成22年6月7日（月）及び同月8日（火）

## (3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

## 8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

## (1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、論文試験を受験しなかった場合も不合格とする。

## (2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する論文試験と第2

次試験の結果により決定する。

## 9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

### (1) 第1次試験合格者

平成22年5月14日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

### (2) 採用候補者

平成22年7月2日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

## 10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成23年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

## 11 受験手続

### (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋本部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

### (2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

### (3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

#### (ア) 受付期間

平成22年4月1日（木）から同月20日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成22年4月20日（火）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

#### (イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成22年4月1日（木）午前0時から同月20日（火）午後12時まで

## 12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採

用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。